

財産形成年金預金規定

1.〔預入れの方法等〕

- (1) 財産形成年金預金(以下「この預金」といいます。)は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れられるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日まで支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業者を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1回100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6ヵ月に1回以上通知します。

2.〔預金の種類、とりまとめ継続方法〕

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6ヵ月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3ヵ月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする定期預金としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む)は満期日が到来したものととし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3.〔分割、支払方法〕

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものととし、その元利金と定期預金の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします)を元金として、年金元金計算日から3ヵ月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または定期預金(以下これを「定期預金(満期支払口)」)といたします。)を作成します。
 - ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」)というを作成します。
 - ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と「年金元金計算日」とあるのは、「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4.〔利息〕

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の方法により表示する利率によって計算します。利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について当行所定の方法により表示する期限前解約利率によって計算します。
- (3) この預金の付利単位は100円とします。

5.〔取引の制限〕

- (1) 当行は、住居、本店または主たる事務所の所在地、職業、事業の内容、国籍、居住地図、在留資格、在留期間、取引の目的等の預金者に関する情報、および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報(以下、「預金者情報等」といいます。)に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。
- (2) 預金者から正当な理由がなく、指定した期限までに預金者情報等に関する各種確認への回答や資料が提出いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前3項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

6.〔預金の解約〕

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) やむを得ない事由により、この預金を第3条による支払方法によらず解約する場合、この預金の全てを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この「財形年金預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)とともに当店へ提出してください。
- (3) 当行が第9条第1項により預金者に確認した事項について偽り、または、その疑いがあるとき、および届出事項に変更があったにもかかわらず、変更の届出がなされていないときは、次項のとおり解約することができるものとします。
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を支払っていただきます。
 - ① 預金者が申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ③ この預金が第15条第1項に違反した場合
 - ④ 当行が法令で定める取引時確認を行うにあたり確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等に関する各種確認や提出された資料について、偽りがあると明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 前条第2項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上解消されない場合
 - ⑦ 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑧ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
 - ⑨ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

7.〔年金受取以外の払出し〕

- (1) 年金受取以外の払出しは、重度障害、災害、疾病、死亡等法令で定める要件を満たした場合のみ認められます。これらの場合以外の払出しは法令要件違反となり、第8条によります。
- (2) 重度障害、災害、疾病、死亡等法令で定める要件による払出しは預金の解約の方法により、第4条の計算によりこの預金を払出します。

8.〔法令要件違反〕

(1) 要件違反事項

- ① 年金受取および重度障害等のとき以外での払出しがあった場合
- ② その他法令で定める場合

(2) 要件違反の処理

法令に則り、当行所定の方法で取扱います。この場合、要件違反により預金の解約となり利息が課税対象となるときは、前条第2項と同様の方法で計算した金額から、税額を控除し

た金額を受取額とします。

9. [税額の追徴]

前条によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20%（国税15%、地方税5%）の税額により計算した税額を追徴します。ただし、2013年1月1日～2037年12月31日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乘せされ、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

10. [退職時等の支払]

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時は、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前条と同様の手続をとってください。

- ①期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ②退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

11. [最終預入日等の変更]

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当行に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は、変更前支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日まで申し出てください。

12. [届出事項の変更等]

(1)この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったとき、および預金口座の開設等の際に当行が確認した事項（日本国居住者であること、米国税非対象者であること、法令に基づく確認事項である（①本人特定事項、②取引を行う目的、③職業または事業の内容、④実質的支配者に関する本人特定事項、⑤資産および収入の状況を含むがこれらに限られない。）等）に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)この契約の証や印章を失った場合のこの預金の元金金の支払い、または、契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後で行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人等を求めることがあります。

(3)この契約の証を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

13. [印鑑照合]

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたときは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行はその責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

14. [盗難通帳による払戻し等]

(1)盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者（個人に限る。）は当行に対して当該払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この契約の証が盗取された日（契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った金額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

15. [譲渡、質入れの禁止]

- (1)この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当行がやむを得ないものと認めて質入れをする場合には、当行所定の書式により行います。

16. [契約の証の有効期限]

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当行へ返却願います。

17. [保険事故発生時における預金者からの相殺]

(1)この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお、この預金は、預金者の当行に対する債務を担保するために、または第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ①相殺通知は書面によるものとし、借入金等の債務が複数ある場合には充当の順序方法を指定のうえ、払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の負担とします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. [通知等]

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

19. [成年後見人等の届出]

(1)家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。

(3)すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当行に届出てください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届出てください。

(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

20. [規定の改定]

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

(2)前項の改定は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。